

掛川市消防本部訓令甲第1号

掛川市火災予防査察規程（平成17年掛川市消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月1日

掛川市消防長 小 関 直 幸

第2条第2号中「第7号」を「第5号」に改め、同条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

第3条第2号中「、少量危険物貯蔵取扱所、準危険物貯蔵取扱所及び特殊可燃物貯蔵取扱所」を「及び少量危険物貯蔵取扱所」に改める。

第9条第5号を次のように改める。

(5) 危険物関係施設

第11条第2号中「別に定める一般住宅等査察票」を「第18条の査察台帳」に改める。

第18条第1項第6号から第8号までを削る。

第19条第2項を次のように改める。

2 予防課長は、年度内に実施した査察の結果を査察結果報告書により、年度末までに消防長に報告しなければならない。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。